

## 唐津市監査委員公告第6号

定期監査結果の公表について

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定により実施した定期監査の結果について、同条第9項の規定により別紙のとおり公表する。

令和3年8月30日

唐津市監査委員 竹内 御木 夫

唐津市監査委員 飯田 隆 人

# 定期監査結果報告書

## 1 準拠基準

唐津市監査基準

## 2 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づく定期監査

## 3 監査の対象

### (1) 対象とした部署

経済観光部所管の予算執行を行う部署

商工振興課、就業推進室、からつブランド・ふるさと寄附推進課、唐津焼振興室、企業立地課、コスメティック産業課、観光課、観光地経営戦略・肥前名護屋城室、虹の松原室及び各市民センター産業・教育課

### (2) 対象とした事項及び範囲

令和元年度における財務等に関する事務の執行及び事業の管理。一部、平成30年度及び令和2年度についても対象とした。

## 4 監査の期間

令和3年3月1日から令和3年8月20日まで

## 5 監査の着眼点

事務の執行（主として財務に関する事務の執行）及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を上げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかどうかについて、監査を実施した。

## 6 監査の実施内容

監査に当たっては、あらかじめ監査に必要な資料の提出を求め、関係書類及び諸帳簿について全部又は一部を抽出し、その資料に基づき担当職員から事情を聴取しながら実施した。

## 7 監査の結果

不適切な事務処理等で是正又は改善の必要があると認められる事項は、別紙「是正又は改善の必要な事項」のとおりである。

なお、今回の監査対象部署が管理する施設において、唐津市公有財産規則第40条に規定する公有財産台帳が未整備のもの、公有財産台帳はあるものの必要事項の記載に不備があるもの等不適正な事案が見受けられた。市が所有する財産を管理する上で、その基礎となる公有財産台帳の整備は不可欠であり、未整備又は不備のある公有財産台帳については早急に整備され、適正な財産管理に努められたい。

## 是正又は改善が必要な事項

### 1 旧村上歯科医院の貸付けについて

#### 【商工振興課】

旧村上歯科医院は、唐津市中町に現存する昭和初期建造の2階建洋風木造建築物であり、平成22年に所有者から本市の市街地活性化に利用して欲しいとの申し出により土地を含め寄附を受けた普通財産で、公有財産台帳を確認すると、土地の地積295.22㎡、評価額0円、建物のうち旧医院の現在面積198.33㎡（1階119.00㎡、2階79.33㎡）、評価額47,700,000円、物置の現在面積6.61㎡、評価額0円となっている。

当該土地及び建物については、平成24年6月29日にいきいき唐津(株)（以下「借受人」という。）と普通財産貸付けに伴う土地建物賃貸借契約書（以下「契約書」という。）が締結され管理されている。公有財産の貸付けという現況での財産管理の事務において、次の不適切な事項が見受けられた。

#### (1) 貸付財産の転貸について

唐津市公有財産規則第32条第2号で普通財産貸付けの契約事項の一つとして「貸付財産を転貸してはならないこと。」を定めている。しかしながら、契約書第6条では「借主は、この契約によって生じた権利義務の一切を第三者に転貸してはならない。ただし、貸主の承認がある場合は、この限りでない。」とし、市の承認があれば転貸ができるとしている。実際、借受人は、貸付け建物の1階部分について、平成25年3月15日に第三者と賃貸借契約を結び、現在も賃料（月額210,000円）を得ている。

そもそも、契約書が公有財産規則に反した内容となっていることが問題ではあるが、借受人が転貸することについての市の承認は、令和元年8月6日付けでの「建物転貸に関する覚書」により当初に遡って承認をするという不適切な事務処理を行っていた。

また、市との契約による貸付料は「年額402,455円」で、月額約33,538円である。実態としては、借受人は、市から借り受けた財産を転貸して収益を得る状況となっている。加えて、2階部分も借受人が多目的の貸しスペースとし

て運営し、年間 10 数万円の賃料収入を得ている。

普通財産の貸付けという公有財産管理の面から、不適切な事例と言わざるを得ない。

## (2) 貸付料の免除及び算定について

前述の普通財産の貸付料「年額 402,455 円」の算定では、建物が建っていない庭及び外構部分の土地（面積 176.22 m<sup>2</sup>）については、無償貸付けとして貸付料を徴収していない。その無償貸付けの理由は、唐津市財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例第 4 条第 3 号の「市長が特に必要があると認めるとき。」を根拠としている。市の財産については地方自治法第 237 条第 2 項において条例又は議会の議決による場合でなければ適正な対価なく貸し付けてはならないとされ、唐津市財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例第 4 条の普通財産の無償貸付け又は減額貸付けの規定では、第 1 号で「国等又は公共的団体において公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するとき。」、第 2 号で「貸し付けた普通財産が地震、火災、水害等の災害により使用の目的に供し難いと認めるとき。」と定められている。この条例の規定から、当該普通財産の建物が建っていない庭及び外構部分の土地を民間企業である借受人に無償貸付けとすることは、市長の裁量の範囲を逸脱しているものと思料する。

また、貸付料の算定について、唐津市公有財産規則第 30 条第 1 項ただし書において、「営利を目的として利用する者に普通財産を貸し付ける場合で、市長が必要と認めるときは、別に定める額とすることができる。」旨の規定がある。借受人は、市が出資（全株式の 3.3%）している第 3 セクターではあるものの、会社法による株式会社であるので、当該ただし書の適用も検討すべきであったと思考する。

## (3) 貸付け建物の大規模改修について

当該普通財産については、貸付契約後に借受人によって国、県、市の補助金を活用し総事業費 5 千万円を超える大規模改修事業が行われている。唐津市公有財産規則第 32 条第 3 号では「市長の許可を得なければ貸付財産を目的外の用途に供し、又は原形を変更してはならない。」としており、市長の許可があれば原形の変更は可能ではあるが、この建物改修は、当該規定の想定を大きく

超える改修であったと思考する。

このような場合は、施工前に両者において増加した償却資産の所有区分、維持・修繕費用の負担区分、貸付契約解除後の原状回復など資産価値の変更に伴って想定される重要な事項について取り決めておくべきであったと思考するが、市長の原形変更の許可文書も含め、そのような取り決めの文書は取り交わされていない。

以上のように普通財産の貸付けという公有財産管理の実状から不備及び不適切な事項が多々見受けられる。普通財産貸付けを計画された当初の時点では、旧村上歯科医院の寄附者の意思や中心市街地活性化に取り組むための活用方針など、種々の経緯や財政的考慮等の政策的に配慮すべき事柄があったと推察されるものの、来年度には契約から 10 年目を迎え契約更新の時期となる。この機会に、公有財産として本来の活用目的を達成するため、条例、規則等に則った適切な普通財産の管理となるよう改善を図られたい。

## 2 雇用に関する協定書に基づく事務処理について

### 【就業推進室】

農地法により良好な営農条件を備えている第1種農地の転用は、原則として、許可をすることができないと定められているが、農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第57号）が平成21年12月15日に施行されることに伴い、平成21年12月11日付け経営第4530号・21農振第1598号 農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知「農地法の運用について」が発出され、農業従事者の就業機会の増大に寄与する施設であり、当該施設において雇用されることとなる者に占める農業従事者の割合が3割以上になるものについては、例外的に転用の許可をすることができることとなった。

第1種農地の例外的な転用許可に関して本市と雇用に関する協定書（以下「協定書」という。）を締結している5事業者に対し、協定書第4条の規定により雇用実績報告書の提出依頼の通知（令和元年5月17日付け唐経就第3号）をしたが、1事業者からは提出されていなかった。

また、雇用実績報告書が提出された4事業者のうち3事業者については、協定書第3条第2項で定めた全体雇用従事者に占める地元農業従事者等の占める割合が3割以上を保っていないため協定書の規定によりそれぞれ改善計画書を提出させ審査した後、雇用状況が改善されるまでの間、3か月に1度、若しくは改善した場合は速やかな改善報告書の提出依頼の通知（令和元年6月20日付け唐経就第16号、令和元年6月25日付け唐経就第21号、令和元年6月27日付け唐経就第25号）をしたが、その後全ての事業者から提出されておらず、そのまま放置されていた。

協定書に沿った事務処理をされたい。

### 3 任意団体に支出した負担金又は補助金の会計事務について

#### 【からっブランド・ふるさと寄附推進課】

からっブランド・ふるさと寄附推進課に事務局を置く唐津ブランド確立推進協議会及び唐津玄海地区水産物消費拡大協議会は、市が構成団体の一員となっている任意団体である。唐津玄海地区水産物消費拡大協議会の事務処理については、前回の定期監査においても不備を指摘しており、その後の改善状況も含め今回の監査において両協議会のファイルを確認すると、協議会で定める会計規程等に則さない事務処理が複数見受けられた。

両協議会に対しては、市から負担金又は補助金を支出しているが、協議会の収入に占める市支出金額の割合は、唐津玄海地区水産物消費拡大協議会については53%（負担金 1,938 千円/年、補助金 500 千円）、唐津ブランド確立推進協議会においては100%（負担金 5,000 千円/年）であり、協議会の財源に占める唐津市の支出金の割合が大きいといえる。このような状況において、協議会と市の事務手続を同じ担当者が執行していることは、会計事務の公正性の面からも適切であるとは言い難い。

また、協議会に係る現金は、唐津市財務規則の適用を受ける公金ではないが準公金的な性格のものであり、本市の職員が出納、管理等の事務に携わり通帳管理も行っている。仮に事故等が発生した場合には、担当職員に加え市の管理責任も問われることとなるため、収支の根拠及び事業の実施に係る書類等を整備し、協議会が定めた規程、要領等に則した適切な会計事務に努められたい。併せて、このような任意団体で同様な取扱いを行っているものについて全庁的に把握され、令和3年度から始まった内部統制制度を活用し、適正なリスク管理を図られたい。



#### 4 ジャパン・コスメティックセンターの負担金について

##### 【コスメティック産業課】

一般社団法人ジャパン・コスメティックセンター（以下「JCC」という。）は、コスメティック分野のビジネス環境を、産学官の連携により整備し、多様な人材の交流と技術の集積による地域資源を活かした経済活動の活性化と、グローバル市場への展開を図る推進体制を構築することにより、唐津市、玄海町を中心とした佐賀県、ひいては北部九州におけるコスメティック産業の集積と雇用の創出に寄与することを目的として、平成25年11月に設立された団体である。

本市は、JCCの設立当初から社員（会費負担のない支援会員）となっているが、「唐津コスメティック構想」を推進していくため、JCCに対し平成25年度から負担金が支出されている。その額の推移は、次表のとおりである。

（単位：千円）

年 度	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R元)	2020 (R2)	計
負担金	1,200	25,000	28,000	28,000	28,000	28,000	28,000	28,000	194,200

この負担金を支出している支援会員は、支援会員26団体（令和2年3月31日現在）のうち、本市の他は佐賀県及び玄海町のみである。

この負担金の支出手続では、JCCからの納付依頼には請求書に事業計画、収支予算及び理事会議事録が添付されていたが、当該年度の事業実績を確認できる事業報告等の文書は提出されていなかった。

唐津市補助金等交付規則第3条第1号に補助金等は「市が交付する補助金、助成金、負担金、交付金、元利補給金その他相当の反対給付を受けない給付金であって、市長が別に定めるものをいう。」とされており、当該負担金の交付に関し必要な事項について要綱等の定めはないものの、この補助金等交付規則に準じた取扱いをすべきものと思料する。実績報告の提出を求めることも含め適正な公金の交付事務となるよう改善を図られたい。

## 5 行政財産使用許可について

### 【観光課】

唐津市東城内にあるときめきの河畔プロムナード浮棧橋は親水施設として平成5年度に整備されたものであるが、干潮時における定期船の発着地のほか、観光船乗船客の乗降地にも適しているため、複数の事業者から行政財産使用許可申請を受け、その使用が許可されていた。そのため、当該浮棧橋については、その使用目的の都合上、複数事業者に同一箇所の使用を許可していることから、使用者間に混乱やトラブルを生じさせないような許可のあり方を検討されたい。

また、動産である浮棧橋の使用料については条例に該当項目がないため、他県の条例を参考に算出し部長決裁により事務処理されているが、唐津市事務決裁規程第4条第1項第2号に規定される異例であると認められる事項になるため、通常の部長決裁ではなく市長決裁をとるべきであったと思考する。

適切な事務処理をされたい。

なお、当該浮棧橋は地方自治法第238条第1項第2号に定める動産にあたるため、財産管理課に公有財産台帳の提出を求めたが、唐津市公有財産規則第40条に規定する台帳が作成されていなかった。

規則に則った適正な財産管理に努められたい。

## 6 行政財産使用更新許可に係る事務処理について

### 【呼子市民センター産業・教育課】

行政財産である片島駐車を工事に伴う現場事務所及び車両駐車場として使用することを目的とした平成31年4月1日から令和元年7月31日まで及び令和元年8月1日から令和2年3月31日までの行政財産使用更新許可申請書をそれぞれ平成31年3月26日及び令和元年7月23日に收受処理していたものの、同申請書を他の書類とともに保管し、許可に係る事務処理を行っていなかったため、令和3年3月19日に行政財産使用料（片島駐車場）の取扱いについて起案し、同日の副市長の決裁をもって行政財産使用の許可及び使用料の収入手続きが行われていた。なお、その許可日について担当課に確認すると、使用開始日である平成31年4月1日及び使用開始前日である令和元年7月31日であるとのことであった。

しかしながら、その事務処理時期については、唐津市公有財産規則第22条第2項に、行政財産の目的外使用申請を受理した場合は、その内容を審査し、許可の基準に適合すると認められるときは、行政財産使用（更新）許可書により当該申請者に通知するものとする規定され、唐津市行政手続条例第7条の規定によれば、申請がその事務所に到達したときは遅滞なく当該申請の審査を開始しなければならず、その同条例第6条の規定による標準処理期間は15日間とされているにもかかわらず、約2年後及び約1年8か月後に事務処理されている点については、極めて不適正である。

また、決裁日が令和3年3月19日であるにもかかわらず、平成31年4月1日及び令和元年7月31日と遡った日付で許可した点についても、不適正な事務処理と言わざるを得ない。

なお、平成31年3月22日に提出された風に見える丘公園駐車場における平成31年4月1日から令和2年3月31日までの行政財産使用更新許可申請についても同様の指摘である。

条例等に則った適正な事務処理をされたい。